



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月3日金曜日 第387号

◇ 目 次 ◇ 規 則

建築士法施行細則及び愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 113

告 示

救急病院の協力申出 (2件) (医療対策課) ... 115

公衆浴場入浴料金の統制額 (薬務衛生課) ... 115

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧 (農地整備課) ... 115

公共測量の終了の通知 (道路維持課) ... 115

都市計画の変更案の縦覧 (4件) (都市計画課) ... 115

土地改良区役員の就退任の届出 (中予地方局農村整備第一課) ... 116

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧 (") ... 116

道路の区域変更 (県道宇和島下波津島線) (南予地方局管理課) ... 116

道路の供用開始 (県道内子河辺野村線) (南予地方局大洲土木事務所) ... 116

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 (建築住宅課) ... 117

運転者管理業務用電子計算機等の借入れ (警察本部会計課) ... 117

人事委員会公告

令和5年度愛媛県職員採用候補者 (上級) [アピール型] 試験公告 (人事委員会事務局) ... 118

令和5年度愛媛県警察官 (大学卒) 採用候補者試験公告 (") ... 122

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会) ... 126

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

建築士法施行細則及び愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中村時広

建築士法施行細則及び愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(免許の申請) 第4条 省略 2 省略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面_____、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士等免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。 (受験申込書)	(免許の申請) 第4条 省略 2 省略 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 <u>上半身</u> 、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士等免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。 (受験申込書)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、第8号様式による受験申込書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から_____写した写真で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 省略

第8号様式（第16条関係） 二級 建築士試験受験申込書
木造

省略

省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、第8号様式による受験申込書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 省略

第8号様式（第16条関係） 二級 建築士試験受験申込書
木造

省略

省略

注1・2 省略

3 記入は、青若しくは黒のインク又はボールペンを用いて、楷書体で書くこと。

4 省略

5 省略

（愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第2条 愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																	
<p>様式第3号（第4条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <p>省略</p> <p>注 1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別紙 受験票・整理票・合格通知書 (表) 省略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </div> <p>注</p> <p>1 写真は、受験申込前6箇月以内に脱帽正面から上三分身を写したものを貼ってください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略	省略	<p>様式第3号（第4条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <p>省略</p> <p>注 1 省略</p> <p>2 記入に当たっては、青又は黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は、算用数字を用いること。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>別紙 受験票・整理票・合格通知書 (表) 省略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td></tr></table></div> <p>注</p> <p>1 記入は、青又は黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は、算用数字を用いてください。</p> <p>2 写真は、受験申込前6箇月以内に脱帽正面から上半身を写したものを貼ってください。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略
省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略	省略										
省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略													
省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>2.4cm × 3.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略																
省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略											
省略	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div> </td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略	省略													
省略	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>3.0cm × 4.0cm</p> <p>省略</p> </div>	省略																

注 省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第206号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	社会医療法人生きている会	令和8年3月25日まで

○愛媛県告示第207号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	独立行政法人地域医療機能推進機構	令和8年3月31日まで

○愛媛県告示第208号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき公衆浴場入浴料金に係る統制額を次のように指定し、令和5年4月1日から施行し、公衆浴場入浴料金の統制額（平成26年8月愛媛県告示第905号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 分	大人 〔12歳以上の者をいう。〕	中人 〔6歳以上12歳未満の者をいう。〕	小人 〔6歳未満の者をいう。〕
統制額	450円	150円	60円

○愛媛県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、鬼北町広見、永野市、東仲、父野川下及び松野町延野々、吉野、目黒、豊岡地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・鬼北・松野地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年3月6日から4月3日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁及び松野町役場本庁

○愛媛県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）

2 作業期間 令和4年4月7日から

11月30日まで

3 作業地域 新居浜市・西条市一円

○愛媛県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画道路

3・4・5 磯浦阿島線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 新居浜市一宮町一丁目、繁本町、東雲町一丁目及び桜木町の各一部

○愛媛県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

新居浜都市計画道路

3・4・6 駅前郷線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 新居浜市庄内町六丁目の一部

(2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
新居浜都市計画道路 3・6・20宇高西筋線	新居浜都市計画道路 3・4・20宇高西筋線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 新居浜市桜木町、宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目及び高津町の各一部
- (2) 削除する部分 新居浜市宇高町四丁目、松の木町、沢津町三丁目及び宇高町三丁目の各一部

○愛媛県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画道路 3・6・25上泉萩生線	新居浜都市計画道路 3・6・25上泉萩生線

○愛媛県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

○愛媛県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2302 - 2地先から 同町北灘甲1148 - 19地先まで	旧	メートル 4.6 ~ 6.8	キロメートル 0.115 及び 0.110	
		宇和島市津島町北灘甲2302 - 2から 同町北灘甲1148 - 19 まで		8.6 ~ 11.2		
		宇和島市津島町北灘甲2302 - 2地先から 同町北灘甲1148 - 19地先まで	新	4.6 ~ 6.8	0.115	

○愛媛県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表甲732番2から 同町北表乙375番4まで	令和5年3月3日

東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地

○愛媛県告示第216号

中島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月3日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 中島土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 中島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和5年3月6日から令和5年3月27日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月2日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和5年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和5年7月23日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和5年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市道後町2-5-1 愛媛県県民文化会館

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

3 受験申込手続

令和5年4月3日（月）午前10時から17日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月10日（月）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和5年6月7日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

令和5年8月21日（月）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

令和5年12月7日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

運転者管理業務用電子計算機等の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

運転者管理業務用電子計算機等 一式

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの間

(5) 納入場所

愛媛県運転免許センター及び各警察署（内子、野村及び鬼北交番を含む。）

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)34 0110 内線(2235)

(2) 入札書の受領期限

令和5年4月25日（火）午前10時00分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年4月25日（火）午前10時00分

愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

- 愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

- ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
当該入札は、令和5年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Electronic computer and others for Driver's license management business, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 25, April, 2023
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和5年度愛媛県職員採用候補者(上級)〔アピール型〕試験公告

令和5年3月3日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	10人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
総合土木	6人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
- ア 平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和6年3月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- 本試験申込後は、自己アピール試験又は専門性アピール試験の登録(提出)がない場合も上級試験のその他の試験区分及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。**

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験日程	試験会場	合格発表	備考
共通	基礎能力検査(SCOA) 3月31日(金)~4月12日(水) のうち受検者が選択する日	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受検者が選択する会場	5月中旬	基礎能力検査及び性格検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月24日(金)までにお知らせします。
		自宅等のオンライン環境の整備された場所		

第1次試験	行政事務	自己アピール試験	受付期間（3月7日（火）～3月22日（水））内に登録（提出）	5月中旬	自己アピール内容による書類選考です。
		特定資格等加点			別表「特定資格等加点の申請について」を参照
	総合土木	専門性アピール試験			専門性アピール内容による書類選考です。
第2次試験		5月下旬に松山市内で実施予定です。		6月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験の基礎能力検査（SCOA）（以下「SCOA」という。）の申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の受検会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月24日（金）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 行政事務

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験の内容
第1次試験	基礎能力検査（SCOA）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査を行います。
	性格検査（SPI3）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。
第2次試験	口述試験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 自己アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

ウ 受付期間内に自己アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SCOA及びSPI3の受検はできません。

エ 自己アピール試験及び特定資格等加点の申請に係る登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SCOAが一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。

カ 自己アピール試験の登録内容及びSPI3の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ク 前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(2) 総合土木

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	基礎能力検査（SCOA）	30点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査を行います。
	性格検査（SPI3）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	専門性アピール試験	40点	必要な専門的知識及び技能について、受付期間内に登録（提出）された専門性アピール内容により審査します。
第2次試験	口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	プレゼンテーション試験	70点	初めに受験者からこれまで培ってきた専門性についてプレゼンテーション（5分程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 専門性アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「専門性アピール試験入力フォーム」から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された専門性アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

ウ 受付期間内に専門性アピール試験の登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SCOA及びSPI3の受検はできません。

エ 専門性アピール試験の登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SCOAが一定の基準に達しない場合には、専門性アピール試験の採点は行いません。

カ 専門性アピール試験の登録内容及びSPI3の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

キ プレゼンテーション試験は、専門性アピール試験の内容を基に、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、12部持参してください。

ク 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ケ 前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和5年3月7日（火）午前8時30分から3月22日（水）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号、SCOA及びSPI3受検IDの通知並びに受験票の交付

(1) 本試験の受験番号、SCOA及びSPI3の受検に必要な各IDは、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受検日時・会場の予約を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月24日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、行政事務は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間、総合土木は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から3年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務、総合土木	行政職給料表1級29号給 192,677円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については、平成30年4月1日から申込日までに取得したものに限り。）について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出				
語学	英語		600以上	3点加点
		TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	730以上	6点加点
		TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
			85以上	6点加点
		IELTS	5.5以上	3点加点
			6.5以上	6点加点

	実用英語技能検定	準1級以上	6点加点
中国語	中国語検定試験	2級以上	3点加点
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
	漢語水平考試 (HSK)	筆記5級180点以上	3点加点
筆記6級180点以上			
口試(高級)60点以上			
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4級以上	3点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加点

デジタル技術の活用加速化

情報系資格	基本情報技術者	3点加点
	応用情報技術者	6点加点
	ITストラテジスト	9点加点
	システムアーキテクト	9点加点
	プロジェクトマネージャ	9点加点
	ネットワークスペシャリスト	9点加点
	データベーススペシャリスト	9点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト	9点加点
	ITサービスマネージャ	9点加点
	システム監査技術者	9点加点
	情報処理安全確保支援士	9点加点

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限る。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「**特定資格等加点申請フォーム**」から、**必要事項を入力し、証明書類の写し(コピー)の電子ファイルを受付期間内に登録(提出)**してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録(提出)された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。)
- (4) 受付期間内に証明書類の写し(コピー)の登録(提出)がない場合
- (5) 登録(提出)された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合(愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和5年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告

令和5年3月3日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験(男性(大学卒)の試験区分に限る。)を受けることにより、警視庁(東京都)の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都県	採用予定人員	職務内容
男性	大学卒	愛媛県	35人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁(東京都)	3人程度	
女性	大学卒	愛媛県	9人程度	

男性(大学卒)の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和6年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁（東京都）を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「平成元年4月2日から平成14年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁（東京都）を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、愛媛県と異なる場合がありますので、警視庁（東京都）に直接問い合わせてください。

本試験と令和5年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容																					
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般の知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。																					
	体力試験（愛媛県のみ）	20点	<p>職務遂行に必要な体力について、試験を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上	
種目	基準																							
	男性	女性																						
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																						
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																						
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																						
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																						
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																						
特定資格等加点（愛媛県のみ）	5点	<p>職務遂行に有用と認められる次の特定資格等（語学については、平成30年4月1日から申込日までに取得したものに限る。）について、基準を満たしている場合は加点します（証明書類及び申請方法については、別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。</p> <p>なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>初段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>空手道</td> <td>初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上</td> </tr> <tr> <td>韓国語</td> <td>韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>実用ベトナム語技能検定試験：4級以上</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td>基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</td> </tr> <tr> <td>財務簿記</td> <td>日商簿記検定試験：2級以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p>	項目	基準	柔道	初段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	空手道	初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等	英語	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上	中国語	中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上	韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験：4級以上	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上
項目	基準																							
柔道	初段以上（講道館認定の段位に限る。）																							
剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																							
空手道	初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）																							
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																							
英語	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上																							
中国語	中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上																							
韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上																							
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験：4級以上																							
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士																							
財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上																							

身 体 検 査	-	項 目	基 準
		視 力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
		聴 力	完全であること。
		そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
		基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	
第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身 体 精 密 検 査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のものであります。警視庁（東京都）については、直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	令和5年5月13日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体 力 試 験 身 体 検 査	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	5月下旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	令和5年5月14日（日） 午前9時から正午まで 〔受付時間：午前8時～午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教 養 試 験		
第 2 次 試 験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			6月下旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

警視庁（東京都）については、直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和5年4月3日（月）午前8時30分から4月19日（水）午後5時15分まで
原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月12日（水）までに愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く）

く。)受け付けます(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局(089)912-2826へ問い合わせてください。)

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月2日(火)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

なお、令和5年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した上で、令和5年10月1日に採用される場合があります。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、令和6年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

警視庁(東京都)については、直接問い合わせください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給(現行給料月額216,599円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

警視庁(東京都)については、直接問い合わせください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)の写しと返信用封筒(定形、縦14cm×23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1月間	

警視庁(東京都)については、直接問い合わせください。

10 問合せ先等

特定資格等加点証明書類 提出先 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/
開示請求先 問合せ先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
警視庁(東京都)に関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
武道	柔道	<p>受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」(以下「申請フォーム」という。)から必要事項を登録し、「証明書類」を簡易書留による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください(登録(提出)期限:令和5年4月19日(水)午後5時15分(必着))。申請フォームの登録と証明書類の提出が両方とも必要です。「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までには証明書類の原本を提示し、又は追加書類を提出してください)。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備がある場合</p> <p>(2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。)</p> <p>(3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。)</p> <p>(4) 受付期間内に申請フォームの登録又は証明書類の提出がない場合(証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合を含む。)</p>
	剣道	
	空手道	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書(原本)</p> <p>上記の証明書類の提出を原則としますが、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類を提出してください。</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること。</p> <p>(2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。</p> <p>(2)は氏名、大会の名称及び開催年月が明記されたものであること。</p> <p>「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)</p>	
語学	英語	<p>主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の写し</p> <p>氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。</p>
	中国語	
	韓国語	
	ベトナム語	
情報処理		
財務簿記		

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年3月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,131,292
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,626
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 241,412

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,895	14,299
南宇和郡	17,683	5,895
松山市・上浮穴郡	432,258	138,710
今治市・越智郡	134,562	44,854
宇和島市・北宇和郡	73,085	24,362
八幡浜市・西宇和郡	35,108	11,703
新居浜市	97,456	32,486
西条市	89,230	29,744
大洲市・喜多郡	48,453	16,151

伊 予 市	30,481	10,161
四 国 中 央 市	71,236	23,746
西 予 市	30,780	10,260
東 温 市	28,065	9,355